

八 女 市

造血細胞移植後の任意予防接種費用助成のご案内

造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植）により、移植前の予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方に対して、任意で医師が必要と認めた定期予防接種ワクチンの接種を行うものに対して再接種費用を助成します。

【対象者】

- ① 造血細胞移植により、移植前に接種した定期の予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、任意予防接種が必要と医師が認める方
- ② 任意予防接種を受ける日において20歳未満の方



<対象者は認定が必要です！>

助成（接種）を受けようとする方は、予防接種を受ける前に、八女市造血細胞移植後の任意予防接種助成対象者認定を受ける必要があります。

【補助対象となる予防接種】

- ① 医師が再度予防接種を受ける必要があると認めるものであること
- ② 使用するワクチンの種類、接種量、接種方法等は省令の規定に適合するものであること
- ③ 予防接種実施規則に規定する回数の範囲であること

★申請手順は裏面にあります

【補助方法】

償還払い(医療機関に一旦お支払いいただいた後、市より償還します)

※ただし、助成の金額は、任意の予防接種に要した額と任意予防接種を受けた年度における八女市と一般社団法人八女筑後医師会との間で締結した定期予防接種の単価のうち、いずれか少ない額となります。

★申請及び接種の流れ

申請者

① 任意予防接種助成対象者認定申請書(様式第1号)

② 任意予防接種助成に関する理由書(様式第2号)

<医療機関・医師からの証明が必要です>

市

③ 任意予防接種助成対象者認定通知書(様式第3号)

申請者

★③の通知書を持参して、医療機関にて接種

接種後、下記書類を記入し、市に申請

・領収書又は写し

・任意予防接種を受けた者の氏名、接種日、接種したワクチンの種類及び医療機関が確認できる書類

・金融機関への振り込み先の分かる書類(通帳の写し等)

・その他市長が必要と認める書類

市

審査後 ④ 任意予防接種費用助成金交付決定通知(様式第6号)

振込み 対象者には、指定の口座に振り込み

◆手続きでご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

《問い合わせ先》

八女市役所 健康推進課 保健総務係 ☎0943-23-1201

住 所 : 〒834-8585 八女市本町 647 番地

ホームページ : <http://city.yame.fukuoka.jp/>

